

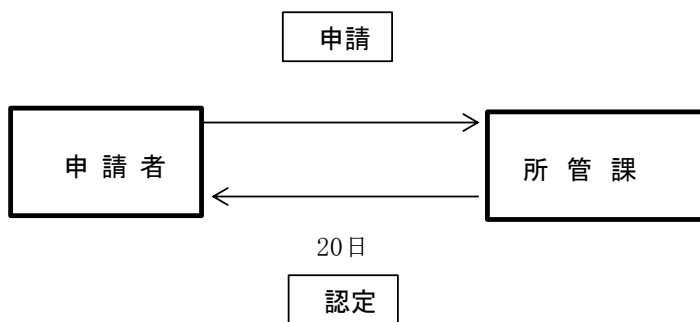
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 12

処 分 名	社会福祉連携推進方針の変更の認定	
処 分 の 概 要	社会福祉連携推進方針の変更認定を行う。	
根 拠 法 令 名	社会福祉法(昭和26年法律第45号)	
条 項	第140条	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	20日	
標 準 処 理 期 間	計	20日
判 断 基 準	<p>「社会福祉連携推進法人の認定等について」(令和3年11月12日 社援発1112第1号)の別紙1に基づき、判断する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>「社会福祉連携推進法人の認定等について」(令和3年11月12日 社援発1112第1号) 別紙1 貸付業務の実施方法</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。